

○農林水産省告示第三十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第四十五号（南アフリカ共和国産パレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

一の(一)中「あつて」を「あつて」に改め、同(二)中「あつて、スワジランド王国」を「あつて、スワジランド」に、「スワジランド王国農務省」を「スワジランド農務省」に改める。

四中「あつて」を「あつて」に改める。

五の(一)中「なつた」を「なつた」に、「あつて」を「あつて」に改める。

六の(一)中「実施された」を「実施されている」に改め、同(二)中「実施された」を「実施されている」に改め、同(三)中「あつて」を「あつて」に、「行われた」を「行われている」に改め、同(四)中「あつて」を「あつて」に、「開始された」を「開始されている」に改める。